

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 嬉野アスレティッククラブ

3 代表者の氏名

藤田 一豊

4 主たる事務所の所在地

松阪市嬉野中川新町三丁目55番地1

5 定款記載の目的

この法人は、サッカーを愛好する子どもから大人その他運動やスポーツに親しむ機会を必要とする人々に対して、地域に根差し、すべての人々が生きいきと活動できるサッカーを軸としたスポーツ環境及び地域コミュニティの創造に関する事業を行う。これにより、スポーツを通じた心身の健全な発達と、自らの未来を切り拓く主体性・論理的思考力を持った人材の育成に寄与し、ひいては豊かなスポーツ文化の創造と明るく活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 7 年 1 2 月 2 2 日 ～ 令和 8 年 1 月 5 日

特定非営利活動法人嬉野アスレティッククラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人嬉野アスレティッククラブという。また、英文名を Ureshino Athletic Club といい、略称を UAC とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県松阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、サッカーを愛好する子どもから大人その他運動やスポーツに親しむ機会を必要とする人々に対して、地域に根差し、すべての人々が生きいきと活動できるサッカーを軸としたスポーツ環境及び地域コミュニティの創造に関する事業を行う。これにより、スポーツを通じた心身の健全な発達と、自らの未来を切り拓く主体性・論理的思考力を持った人材の育成に寄与し、ひいては豊かなスポーツ文化の創造と明るく活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) サッカースクール事業
- (2) サッカークラブ事業
- (3) 地域交流、健康づくりにかかわる事業
- (4) サッカークラブにかかわる物品販売事業
- (5) サッカークラブにかかわる協賛金の募集及び広告の掲載・掲出事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人

(2) クラブ会員

この法人の事業活動のうち、サッカースクール並びにチーム活動等の特定サービスを利用する個人及びその保護者

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助する個人

(4) 特別会員

この法人の事業活動に協力するために入会し、主に協賛金及び広告協賛をもって活動を支援する企業及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金、年会費及びクラブ会費（以下「会費等」という）を納入しなければならない。徴収時期及び方法の細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2か月以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入された会費、その他の抛出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければ

ならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田 一豊
副理事長	中村 大樹
理事	加藤 翔太
理事	中田 徹
理事	柘植 大介
理事	藤田 雄介
監事	森 要樹
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員入会金	0円
	正会員年会費	0円
(2)	クラブ会員入会金	5, 000円
	クラブ会員年会費	6, 000円
(3)	賛助会員入会金	10, 000円
	賛助会員年会費	10, 000円
(4)	特別会員入会金	20, 000円
	特別会員年会費	60, 000円

役員名簿

特定非営利活動法人嬉野アスレティッククラブ

役 名	(フリガナ) 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	フジタ カストヨ 藤田 一豊	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	無
副理事長	ナカムラ ダイキ 中村 大樹		無
理事	カトウ ショウタ 加藤 翔太		無
理事	ナカタ トオル 中田 徹		無
理事	ツゲ ダイスケ 柘植 大介		無
理事	フジタ ユウスケ 藤田 雄介		無
監事	モリ ヨウジュ 森 要樹		無

設立趣旨書

1 趣旨

現代社会を生きる子どもたちは、遊び場と遊び仲間の減少、安全への意識の高まりなどによって運動機会が減少しています。また、少子化や核家族化、情報化の進展と室内遊びの増加、地域教育力の低下などにより人間関係が希薄化し、多様な人間関係を築く機会が失われつつあります。私たちは、サッカーを軸としたスポーツ活動や集団活動を通じて、心身ともに健やかで、変化の激しい現代社会を柔軟かつ逞しく生き、自らの未来を切り拓く主体性のある人間の育成が重要であると考えます。

私たちは、前述の2つの課題の解決を目指して、2024年2月に任意団体として活動を開始しました。地域の子どもたちが身近な場所でサッカーができる、サッカーというスポーツを通じて仲間や地域の人と繋がることができる場を作ることがスクールを立ち上げた目的の一つです。もともとこの地域にはサッカーができる場所（スクールやクラブ、少年団等）が少なく、サッカーをしたい子どもは近隣の市町へ出てプレーしている子どもが少なからずいました。私たちは、そのような子どもたちを減らし、子どもと保護者の時間的、心理的、経済的負担を軽減しながら、質の高い指導で子どもたちの成長を支援しています。

このような背景から、私たちは、特定非営利活動法人となることでさらなる組織体制の強化を図り、行政や地元企業、支援者のみなさまと連携しながら地域の子どもたちに貢献し、後述する取り組みを推進していく所存です。

法人格取得後は、これまで取り組んできたサッカースクール事業をブラッシュアップさせながら継続します。子どもたちはこの事業でサッカーと出会いサッカーの楽しさや体を動かす喜びを知る機会となります。さらに、次に示す3つを新規事業として開始します。1つめは、サッカークラブ事業です。この事業では、さらに技術や戦術、体力の向上を目指したい、あるいはチームとして活動し、勝利を目指したいと願う子どもたちに活動の場を提供します。2つめは、サッカー普及事業です。年に2回程度、誰でも無料で参加できるサッカー体験教室を開催します。地域住民に対してサッカーに触れ健康づくりのきっかけとなるような活動を行います。また、地域住民に交流の場を提供します。3つめは、フットボールパーク造成事業です。私たちは、天然芝グラウンドを造成し自らの活動拠点を持ちたいと考えています。単に練習や試合を行う場所にとどまらず、地域コミュニティの中心となり、多様なニーズに応える多機能な空間を創出します。サッカーグラウンドとしての主要な機能は維持しつつ、そこに新たな付加価値を加えることで、公益の増進に寄与することができると確信しています。具体的には、地域住民や子どもたちに天然芝グラウンドを開放し、交流と健康づくりの場として活用できるようにします。天然芝は土や人工芝に比べ衝撃吸収性が高いため、怪我のリスクを軽減することができ、緑豊かな景観はストレス指標を低下させる効果が研究によって示されています。人々の心身の健康増進の場として積極的に提供していきます。また、地域防災活動として、この地域が被災した際にはグラウンド等を避難場所として使

用できるように取り組みます。私たちは、以上の取り組みを通じて、子どもたちの健やかな成長と豊かで活力に満ちた地域社会の発展に取り組んでまいります。

2 申請に至るまでの経緯

- 2024年2月 任意団体嬉野サッカースクールの活動を開始し、地域の子どもに、サッカーをはじめとしたボール運動や身のこなしの向上にフォーカスしたコーディネーショントレーニングを開始。
- 2024年4月 JFAグラスルーツ推進協働パートナー(2024年度)に認定。
- 2024年8月 JFAサッカー普及イベント(ユニクロサッカーキッズ)に参加。初めての対外的な活動であり、多くの子どもにとって初めての試合を経験した。子どもたちは自分たちなりのプレーを楽しみ、仲間と協力したり励ましあったりする貴重な体験となった。初めてのゴールに歓喜する姿や、転んでも立ち上がる粘り強さなど、サッカーを通じて成長する瞬間が随所に見られた。
- 2025年4月 スクール活動を拡大(毎週月曜日と月2回木曜日)
- 2025年9月 発起人会を開催し、設立の趣旨、定款、事業計画及び活動予算、設立当初の役員などについての案を審議。

2025年12月12日

特定非営利活動法人嬉野アスレティッククラブ
設立代表者 藤田一豊

令和7年度 事業計画書

(法人成立の日 ~ 令和8年3月31日)

特定非営利活動法人嬉野アスレティッククラブ

1 事業実施の方針

次年度にむけて、各事業の準備を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
サッカースクール事業	なし	次年度以降実施予定			
サッカークラブ事業	なし	次年度以降実施予定			
地域交流、健康づくりにかわる事業	なし	次年度以降実施予定			
サッカークラブにかかわる物品販売事業	なし	次年度以降実施予定			
サッカークラブにかかわる協賛金の募集及び広告の掲載・掲出事業	なし	次年度以降実施予定			
その他目的を達成するために必要な事業	なし	次年度以降実施予定			

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数

令和8年度 事業計画書

(令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日)

特定非営利活動法人嬉野アスレティッククラブ

1 事業実施の方針

サッカースクール事業において、裾野の拡大に努めていく。年に2回サッカー教室を開催し、サッカーに興味を持ってもらう機会をつくるとともに、地域住民の健康づくりに貢献する。また、グラウンド開放を行い交流試合を企画する。

サッカークラブ事業において、練習回数を増やし大会等へ参加する。技術の上達や勝敗を競う経験をしたいといった幅広いニーズに応えていく。

クラブTシャツ等のクラブグッズを販売し収益化を図るとともに、クラブの存在を地域に発信していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
サッカースクール事業	サッカースクールの開催	通期	中原小学校専用グラウンド	6人	一般市民40人
サッカークラブ事業	チーム練習、大会参加	通期	中原小学校専用グラウンド	6人	一般市民40人
地域交流、健康づくりにかかわる事業	サッカー体験教室、交流試合の開催	年2回	専用グラウンド	8人	一般市民
サッカークラブにかかわる物品販売事業	クラブグッズの販売	通期	インターネット等	1人	一般市民
サッカークラブにかかわる協賛金の募集及び広告の掲載・掲出事業	企業等への訪問、広告物の製作	通期	事務所等	3人	一般市民
その他目的を達成するために必要な事業	専用グラウンドの維持・管理・修繕 その他必要な業務	通期	専用グラウンド その他	2人	一般市民

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数

令和7年度 活動予算書
 法人成立の日から令和8年3月31日まで
 特定非営利活動法人嬉野アスレティッククラブ
 (単位:円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
クラブ会員受取会費			
賛助会員受取会費			
特別会員受取会費		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
サッカースクール事業収益			
サッカークラブ事業収益			
地域交流、健康づくりにかかわる事業			
クラブにかかわる物品販売事業収益			
クラブ協賛金募集及び広告の掲載事業			
その他目的の達成に必要な事業		0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計		0	
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
修繕費			
その他経費計		0	
事業費計			0

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			0
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人嬉野アスレティッククラブ

(単位：円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
クラブ会員受取会費	550,000		
賛助会員受取会費	100,000		
特別会員受取会費	200,000	850,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
サッカースクール事業収益	720,000		
サッカークラブ事業収益	2,784,000		
地域交流、健康づくりにかかわる事業	30,000		
クラブにかかわる物品販売事業収益	30,000		
クラブ協賛金募集及び広告の掲載事業	200,000		
その他目的の達成に必要な事業		3,764,000	
5. その他収益			
受取利息	100		
雑収益	1,000,000	1,000,100	
経常収益計			5,614,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	500,000		
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	500,000		500,000
(2) その他経費			
売上原価		30,000	
会議費	5,000		
旅費交通費	300,000		
消耗品費	30,000		
賃借料	800,000		
研修費			
通信費			
印刷費	20,000		
保険料	150,000		
講師謝金			
修繕費	2,500,000		
水道光熱費	600,000		
登録費	100,000		
予備費	300,000		
雑費	400,000		
その他経費計	5,205,000	30,000	5,235,000
事業費計	5,705,000	30,000	5,735,000

2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	0		
管理費計	0	0	0
経常費用計	5,705,000	30,000	5,735,000
当期経常増減額			-120,900
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			-120,900
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-120,900